

“手話は言語”

檜葉町手話言語条例を制定しました。

令和5年9月14日に檜葉町手話言語条例が施行されました。手話が広まり、町内のどこでも

手話が使われ、全ての町民が手話を使用しやすい環境をつくっていきます。

どんなことを定めた条例なの？

目的

手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解や普及等に関し、基本理念を定め、町の責務や町民等の役割を明らかにして、町民等に手話及びろう者に対する理解を広め、ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とします。

基本理念

- ・手話の普及等は、手話が独自の体系をもつ言語であり、文化的所産であるとの認識のもとに行うこと。
- ・手話の普及等は、ろう者にとって、情報の取得、意思の表示及び他者との意思疎通を図る手段として必要な言語であるとの認識のもとに行うこと。
- ・手話の普及等は、ろう者が意思疎通を行う権利を有し、権利を尊重させなければならないこと。

町の責務

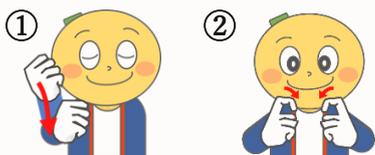
基本理念にのっとり、手話の普及等に関する必要な施策を推進します。

町民・事業者の役割

- ・町民は、町の施策に協力するよう努めます。
- ・事業者は、町の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めます。

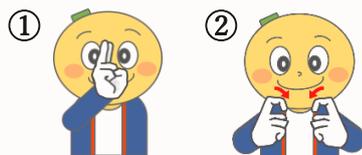
手話であいさつしてみよう！

■ おはよう



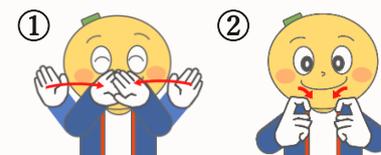
- ①朝（枕を外す様子）
握った右手を下におろす
- ②挨拶（お互いにお辞儀する様子）
両手の人差し指を向かい合わせてお辞儀をするように曲げる

■ こんにちは



- ①昼（時計の12時）
人差し指と中指を眉間にあてる
- ②挨拶（お互いにお辞儀する様子）
両手の人差し指を向かい合わせてお辞儀をするように曲げる

■ こんばんは



- ①夜（夜に目の前が暗くなる様子）
左右に広げた手のひらを目の前で交差させる
- ②挨拶（お互いにお辞儀する様子）
両手の人差し指を向かい合わせてお辞儀をするように曲げる